

産業廃棄物委託契約書（埋立処分版）

第1条（目的）

排出事業者_____（以下「甲」という。）
と、最終処分業者_____（以下「乙」という。）
は、甲の事業場から排出される産業廃棄物の埋立処分業務について、次のとおり産業廃棄物埋
立処分委託契約（以下、「本契約」という。）を締結し、乙に委託する。

第2条（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして許可証の写し
を甲に提出し本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、
乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに変更後の許可証の写しを甲に提出
し、本契約書に添付する。

最終処分に関する事業範囲

〔産業廃棄物〕

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業区分：_____

産業廃棄物の種類：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

〔特別管理産業廃棄物〕

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業区分：_____

産業廃棄物の種類：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

第3条（委託する産業廃棄物）

甲が乙に埋立処分を委託する産業廃棄物（以下、「契約産業廃棄物」という。）は別表1
のとおりとする。

第4条（契約産業廃棄物の適正処理に必要な情報の提供）

- 1 甲は、契約産業廃棄物を適正に埋立処分するために必要な以下の情報等（以下、「契
約産業廃棄物の性状等」という。）を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければ
ならない。以下の情報を明確にした「廃棄物データシート」（環境省「廃棄物情報の
提供に関するガイドライン（第2版）」を参照）の項目を参考に書面の作成を行うも
のとする。

- （1）契約産業廃棄物の発生工程
- （2）契約産業廃棄物の性状及び荷姿

2019.1.9 時点の内容です。
説明会の際には、内容が変更となる可能性があります。

- (3) 腐敗、揮発性等性状の変化に関する事項
 - (4) 混合等により生ずる支障
 - (5) 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
 - (6) 石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
 - (7) その他取り扱いの注意事項
- 2 甲は、前項により提供した情報の内容を証するために公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による検査を実施し、分析結果報告書を乙に提出する。この場合の検査費用は甲の負担とする。

第5条 (排出事業場)

注) 契約当事者の合意により以下の①、②のいずれかを選択して用いること。

- ① 契約産業廃棄物の排出事業場は、次のとおりとする。

名 称 : _____

住 所 : _____

- ② 契約産業廃棄物の排出事業場は、別表2のとおりとする。

第6条 (処分の場所及び方法)

契約産業廃棄物を処分する場所(以下、「本件処理施設」という。)、方法及び処理能力は、次のとおりとする。

本 件 処 理 施 設 の 名 称 : _____

所 在 地 : _____

最 終 処 分 の 方 法 : (安定型 ・ 管理型) 埋立処分 _____

処分に係る施設の処理能力 : _____

第7条 (契約産業廃棄物の容器等への表示)

甲は、契約産業廃棄物であることを乙が確認できるようにするため、容器等で搬入する場合には「容器貼付用ラベル」を貼付、又は甲乙が協議し定めた方法により契約産業廃棄物である旨を表示する。

第8条 (契約産業廃棄物の性状等の変更)

甲は、契約産業廃棄物の性状等に変更がある場合又はその可能性がある場合には、当該産業廃棄物が本件処理施設に搬入される前までに、遅滞なく当該事実を書面にて乙に通知する。契約産業廃棄物の性状等の変更とは、第4条第1項に基づき乙に提供された情報と異なる場合をいい、契約産業廃棄物が発生する工程の変更、使用原材料の変更、腐敗又は異物の混入

等、その理由の如何を問わない。

第9条（追加情報の提供）

乙は、関係法令等の改正、本件処理施設や付帯設備の変更等に伴い、契約産業廃棄物を適正に処理するために契約産業廃棄物の性状等に関する追加情報（以下、「追加情報」という。）が必要となったときは、甲にその理由を説明するとともに追加情報の提供を求めることができる。甲は、乙の求めにより追加情報を遅滞なく乙に提供しなければならない。この場合において、第4条第2項に定める検査が必要となった場合の検査費用は、甲乙協議により定める。

第10条（搬入者）

- 1 契約産業廃棄物の本件処理施設への搬入は別表3の事業者（以下、「搬入者」という。）が行う。
- 2 甲は、搬入者が本件処理施設に入場するにあたり、あらかじめ乙が定める手続に従わなければならない。
- 3 甲は、搬入者に本件処理施設内において乙の指示に従うことを通知しておかなければならない。
- 4 搬入者が前項の規定に従わない場合は、乙は搬入者に本件処理施設からの退出及び施設への立入禁止を命じることができる。

第11条（契約産業廃棄物の処理施設への搬入）

- 1 甲は、量の多少にかかわらず契約産業廃棄物以外の廃棄物（契約産業廃棄物以外の廃棄物が混入している状態を含む。以下、「契約外廃棄物」という。）を本件処理施設に搬入してはならない。
- 2 甲は、甲の責任において産業廃棄物管理票（電子マニフェストを含む。以下、「マニフェスト」という。）に関係法令で要求される事項を予め正確かつ漏れのないように記載又は登録しなければならない。
- 3 マニフェストの記載又は登録事項に誤り又は漏れ（電子マニフェストに登録されていない場合を含む。）がある場合は、乙は契約産業廃棄物の引き取りを一時停止することができる。その場合、乙は甲にマニフェストの記載内容の修正を求め、その内容を確認のうえ、契約産業廃棄物を引き取るものとする。
- 4 乙は、契約産業廃棄物を引き取る際に搬入数量を把握するために計量を行うことができる。
- 5 乙は、契約産業廃棄物であることを確認するために、搬入時に目視検査、展開検査、その他の方法により搬入検査を行うことができる。
- 6 乙は、契約産業廃棄物であることを確認するために、甲に予め通知することなく搬入廃棄物の抜取検査を行うことができる。

- 7 前項に規定する検査を実施する場合、その結果の判明までの間、乙は搬入廃棄物の引き取りを停止するか、監督官庁と相談した上で必要な措置を講ずることができる。

第12条（業務終了報告）

乙は、本契約に基づく埋立処分業務が終了した場合には、甲に業務終了報告を行う。業務終了報告はマニフェストの写し（D票）の送付又は電子マニフェストへの処分終了報告の登録をもって代えることができる。

第13条（処分料金）

注）本条第1項及び第2項は、処分料金の一例として基本料金及び従量料金を示したものであり、必ずしも両方を定める必要はない。処分料金は契約当事者間で自由に決定して良い。

- 1 契約産業廃棄物の埋立処分に係る料金は別表4のとおりとし、当該料金は別表4（1）の基本料金と別表4（2）の従量料金の合計額とする。
- 2 従量料金は、別表4（2）に定める単価に、第11条第4項の規定により計量した搬入量に乗じた額とする。ただし、第15条第1項の規定により搬入廃棄物を返還した場合には、搬入量は第11条第4項の規定により計量した搬入量から第15条第3項の規定により計量した返還量を差し引いた数量とする。
- 3 経済情勢の変化等により別表4に定める処分料金が不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

第14条（処分料金の請求及び支払い）

- 1 甲は、乙の請求に基づき乙に処分料金を支払う。処分料金の計算期間、請求締切日、支払期日、支払方法は次のとおりとする。
計 算 期 間： _____
請 求 締 切 日： _____
支 払 期 日： _____
支 払 方 法： _____
- 2 消費税、地方消費税は処分料金とは別に徴収する。なお、消費税率は第12条に基づき業務終了報告を行った日における税率によるものとする。
- 3 本件処理施設が所在する地方公共団体において、条例により産業廃棄物税が定められている場合は、産業廃棄物税の負担者は条例の定めによるものとする。
- 4 甲が本契約に基づく債務の支払を遅延したときは、乙は支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年 _____ パーセント（年365日日割計算）の割合による遅延損害金を請求することができる。

第15条（契約外廃棄物搬入時の措置）

- 1 第11条第5項に定める搬入検査又は第11条第6項に定める抜取検査の結果、甲

が乙の施設に搬入した廃棄物（以下、「搬入廃棄物」という。）が契約産業廃棄物でない乙が判断した場合には、乙は、甲に書面によりその理由を通知したうえで、搬入廃棄物の全て又は一部を返還することができる。

- 2 甲は、乙から前項に基づく通知があった場合は、甲の責任において搬入廃棄物を速やかに引き取らなければならない。
- 3 乙は、第1項により搬入廃棄物を甲に返還する際に返還数量を把握するために計量を行うことができる。
- 4 搬入廃棄物が契約産業廃棄物でないことが判明した場合には、乙は、甲にその原因及び今後の対策について書面による報告を求めることができる。乙は、甲から報告された内容の実効性が確認できるまでの間、乙の判断により契約産業廃棄物の搬入を停止することができる。

第16条（契約外廃棄物返還時の手数料）

注）本条は契約外廃棄物の搬入時の取り扱いの一例を示したものであって、手数料を定めるかどうかを含めて、契約当事者間で自由に決定して良い。

- 1 乙が前条第1項の規定に基づき搬入廃棄物の全て又は一部を甲に返還した場合には、乙は甲に以下の返還手数料を請求することができる。
返還手数料（消費税及び地方消費税を含まない）：_____円
- 2 経済情勢の変化等により前号に定める手数料が不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

第17条（契約外廃棄物返還時の手数料の請求及び支払い）

- 1 乙は、前条に定める手数料をいつでも請求することができる。
- 2 甲は、乙から前項の定めに基づき手数料を請求されたときは、乙が指定した期日までに乙が指定した方法により手数料を支払わなければならない。
- 3 消費税、地方消費税は甲の負担とする。
- 4 甲が本契約に基づく債務の支払を遅延したときは、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年_____パーセント（年365日日割計算）の割合による遅延損害金を請求することができる。

第18条（甲乙の責任範囲）

- 1 乙は、契約産業廃棄物を、処分の完了まで関係法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 乙が、前項の業務の過程において関係法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させてはならない。ただし、甲にもその原因がある場合はこの限りではない。
- 3 乙が第1項の業務の過程において第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲

の委託の方法（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させてはならない。ただし、乙にもその原因がある場合はこの限りではない。

- 4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の方法（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させてはならない。ただし、乙にもその原因がある場合はこの限りではない。
- 5 本契約に基づき業務を進めるうえで、監督官庁による立入検査等の結果、関係法令に抵触する可能性が疑われ、その是正に向けて指導があった場合には、甲乙はその指導に従わなければならない。

第19条（再委託の禁止）

乙は、契約産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て関係法令に定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。

第20条（権利・義務の譲渡等の禁止）

甲及び乙は、本契約上の権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第21条（実地確認）

- 1 甲は、本契約に定める業務の遂行状況を確認するために、本件処理施設及びその他甲が必要と考える乙の施設を本契約の有効期間内に以下に定めるとおり実地確認することができる。
実地確認回数： _____
- 2 乙は、やむを得ない事情がある場合を除き、前項の実地確認を拒んではならない。
- 3 甲が中間処理業者であって、乙と契約関係のない甲の顧客が本件処理施設を確認しようとするときは、乙は相当の理由があるときはこれを拒否することができる。乙がこれを承諾するときは、甲は乙の定める手続きに従うものとする。
- 4 その他、実地確認に必要な事項は、甲乙協議によって定める。

第22条（業務の一時停止）

- 1 乙は、契約産業廃棄物の適正処理を行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が生じたときは、直ちに本契約上の業務を一時停止し、遅滞なくその旨を書面により甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、乙から前項の通知を受けたときは、速やかに契約産業廃棄物の処理の状況を把握する等、必要な措置を講じるとともに、乙が処理を適切に行えるようになるまでの間、新たに契約産業廃棄物の搬入を行わない。

第23条（機密保持）

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表又は第三者に開示する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。本契約において「機密」とは、本取引に関して、開示当事者が受領当事者に対して開示した一切の情報で、書面（電磁的記録を含む。）であるか口頭であるかを問わず機密とすることを明示されたものをいう。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- （1）情報開示者から開示を受けた際、既に情報受領者自らが所有していたことを立証し得る情報
- （2）本契約締結時点において既に公知であった情報及び本契約締結後に情報受領者の違反行為によらずして公知となった情報
- （3）情報受領者が法律上正当な権限を有する第三者から守秘義務を負わずに合法的に取得した情報
- （4）情報受領者が、機密情報を利用することなく、独自に知り得たことを立証し得る情報

第24条（契約の変更）

甲又は乙は、甲乙協議により本契約の内容を変更することができる。この場合において、第3条に定める産業廃棄物、第13条に定める処分料金、第28条に定める契約の有効期間に変更が生ずるときは、書面を作成するものとする。

第25条（契約の解除）

- 1 甲及び乙は、相手方が本契約の条項のいずれかに違反したときは、書面によって相当の期間を定めて催告のうえ、相当の期間内にこれが是正されない場合には、本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、本契約を解除することができる。
- 3 甲又は乙から本契約を解除した場合においては、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた契約産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。
 - （1）乙の義務違反により甲が解除した場合
 - イ 乙は、本契約が解除された後も、契約産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れない。乙は、乙のもとにある未処理の契約産業廃棄物の処分の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する他の業者に乙の費用をもって行わせなければならない。
 - ロ 乙が他の業者に委託する場合にその業者に対する費用を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 乙がロに該当する場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の契約産業廃棄物の処分を行なわせるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の契約産業廃棄物を、甲の費用をもって引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第26条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

第27条（管轄裁判所）

甲及び乙が、本契約に関連して訴訟を提起するときには、_____地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第28条（契約の有効期間）

注) 契約当事者の合意により以下の①、②のいずれかを選択して用いること。

① 本契約は、有効期間を____年____月____日から____年____月____日までとする。

② 本契約は、有効期間を____年____月____日から____年____月____日までの____年間とし、期間満了の____月前までに、甲乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は、各々記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲（排出事業者） 住所又は所在

氏名又は名称 印

乙（処理事業者） 住所又は所在

氏名又は名称 印

2019.1.9時点の内容です。
説明会の際には、内容が変更となる可能性があります。

別表1 契約産業廃棄物（第3条、第4条）

管 理 番 号		任意の記号又は番号
産 業 廃 棄 物 の 種 類		
産 業 廃 棄 物 の 名 称		
産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報 (第4条第1項に定める情報)		
第4条第2項の情報を提示する時期又は回数		
水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の有無	無	有 ()
輸入廃棄物の有無	無	有 ()
数 量		

※ 産業廃棄物の種類が複数の場合には、「産業廃棄物の種類」ごとに本表を作成し、任意の管理番号を付して別表2との整合性を管理すること。

※ 産業廃棄物の種類が同じであっても、その性状等の違いにより処分料金が異なる場合等には、それぞれについて本表を作成し、任意の管理番号を付して別表2及び別表4との整合性を管理すること。

2019.1.9時点の内容です。
説明会の際には、内容が変更となる可能性があります。

別表2 排出事業場 (第5条)

項 目	内 容	摘 要
別表1の管理番号		任意の記号又は番号
名 称		会社名又は現場名
住 所		都道府県又は政令市

項 目	内 容	摘 要
別表1の管理番号		任意の記号又は番号
名 称		会社名又は現場名
住 所		都道府県又は政令市

項 目	内 容	摘 要
別表1の管理番号		任意の記号又は番号
名 称		会社名又は現場名
住 所		都道府県又は政令市

項 目	内 容	摘 要
別表1の管理番号		任意の記号又は番号
名 称		会社名又は現場名
住 所		都道府県又は政令市

2019.1.9時点の内容です。
説明会の際には、内容が変更となる可能性があります。

別表3 搬入者（第10条）

名 称	
代表者の氏名	
住 所	

排出事業場所在地の許可

許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業の範囲	
許可の条件	
許可番号	

本件処理施設所在地の許可

許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業の範囲	
許可の条件	
許可番号	

2019.1.9 時点の内容です。
説明会の際には、内容が変更となる可能性があります。

別表4 処分料金（第13条第1項）

(1) 基本料金

項目	単価 (消費税及び地方消費税を含まない)
基本料金	円

(2) 従量料金

産業廃棄物の名称	別表1の 管理番号	単価 (消費税及び地方消費税を含まない)
		円
		円
		円
		円

※ 本表は、処分料金の一例として基本料金及び従量料金を示したものであり、必ずしも両方を定める必要はない。処分料金は契約当事者間で自由に決定して良い。